

『情報社会の憲法学 —情報プライバシー・データマイニング・司法』 学文社（2021年）

小林 直三
（人間文化研究科 教授）
k-naozo@hum.nagoya-cu.ac.jp

1 これまでの研究概要

筆者（小林）は、これまで主にプライバシー権に関して研究してきた。

プライバシー権には、いわゆる自己決定（自己定義）権と情報プライバシー権とが含まれるが、前者に関する研究は、拙著『中絶権の憲法哲学的研究——アメリカ憲法判例を踏まえて』法律文化社（2013年）に纏められている。これは、市民の間に深刻な道徳的不一致のある問題、あるいは、民主的決定システムでは、その立場が反映され難いマイノリティにかかわる研究であり、多文化共生や地域共生社会の構築にもかかわるものでもある。

それに対して、情報プライバシー権に関する研究を纏めたものが、本書である。

2 本書の紹介—情報プライバシー権の研究

グローバル化の進む現代の国際社会では、比較法的な視座が重要となる。特に情報分野において、その傾向が顕著だといえるだろう。そのため、本書では、米国法を比較法の対象として研究を進めている。

また、情報プライバシーに関する法制度は、情報技術の発展や変化に伴い、急速に変容せざるを得ない。そのため、（具体的な法制度の研究も重要ではあるが）情報法制の背景にある原理や基準など、ある程度の普遍性のあるテーマの研究も不可欠だと思われる。本書の主な内容は、こうした原理や基準に関するものである。

本書では、米国の著名な研究者であるダニエル・J・ソロブの「プライバシー・パラドックス」に関する議論に言及している。プライバシー・パラドックスとは、プライバシーの重要性を認識しながらも、プライバシーを保護するための安価で簡単な手段さえ行おうとしないことである。このプライバシー・パラドックスを踏まえるなら、自己に関する情報を管理できるようにしたとしても、実際には管理することはなく、情報プライバシーの保護は不十分になる。つまり、情報プライバシーの保護にとって、通説とされる自己情報コントロール権説には限界があることになる。

本書では、ソロブのPII（Personally Identifiable Information）2.0の議論を踏まえて、その限界の克服を検討している。

3 今後の研究の展望

今後は、これまでの研究を踏まえつつ、名古屋市の情報公開審査会や個人情報保護審議会、人権施策の推進にかかる有識者懇談会、愛知県の人権施策推進審議会の各委員の経験を生かしながら、情報プライバシーや情報法制（たとえば、行政の情報提供の質を保障するための米国のInformation Quality Act）の研究を深めるとともに、多文化共生や地域共生社会の構築など、グローバル化の進む国際社会における人権問題に取り組んでいきたいと考えている。